

【目次】

第162項	瀬戸内海 小豆島北方	海上作業
第163項	瀬戸内海 高松港北東方、大島西岸	暗岩存在
第164項	瀬戸内海 水島港	深浅測量
第165項	瀬戸内海 福山港	浮棧橋設置等
第166項	瀬戸内海 呉港付近、音戸ノ瀬戸	浮棧橋撤去作業
第167項	瀬戸内海 広島港、第3区	環境調査
第168項	瀬戸内海 周防灘、鼻線瀬戸	潜水作業
第169項	瀬戸内海 徳山下松港、第1区及び第2区	航泊禁止区域解除等
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い	

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

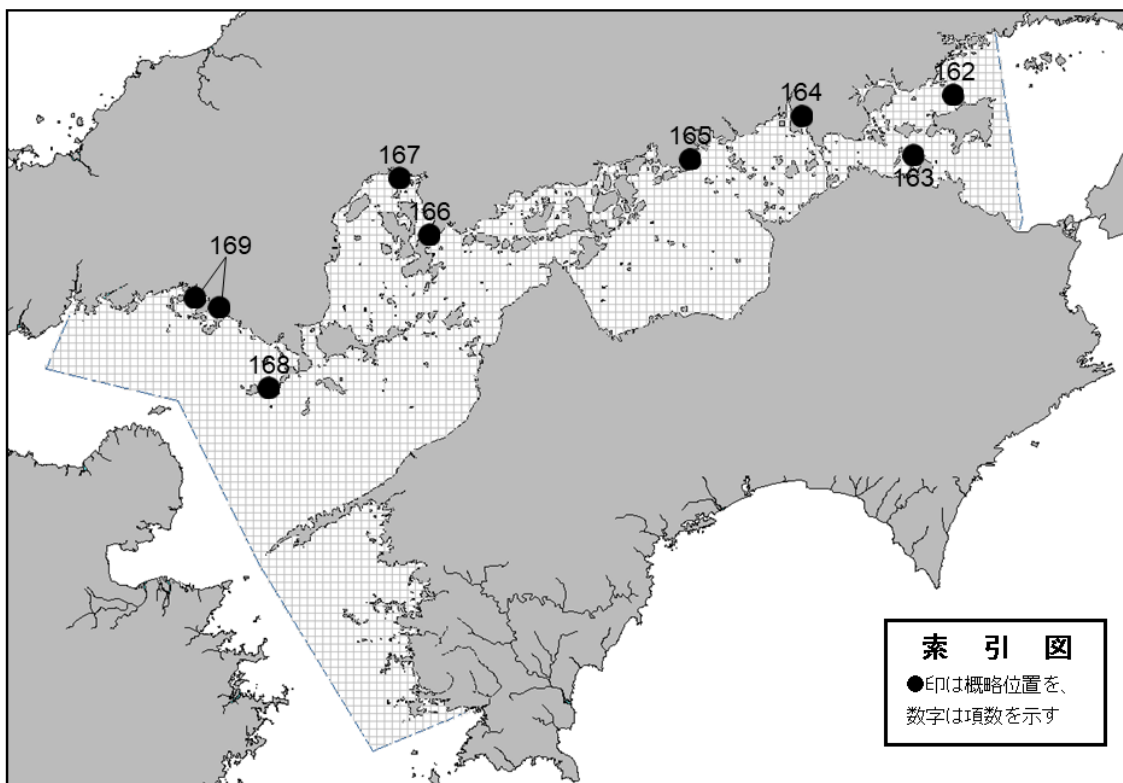
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

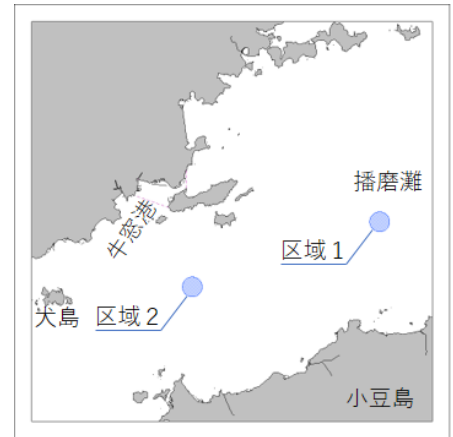
航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

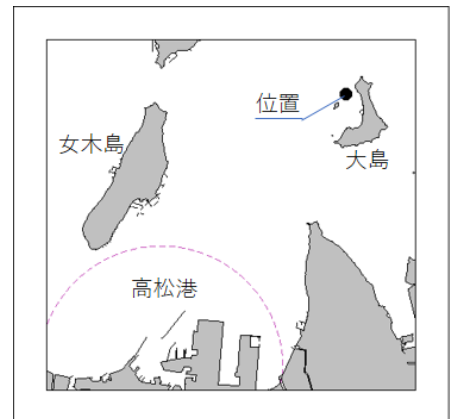


～ 海の事件・事故は 118番へ ～

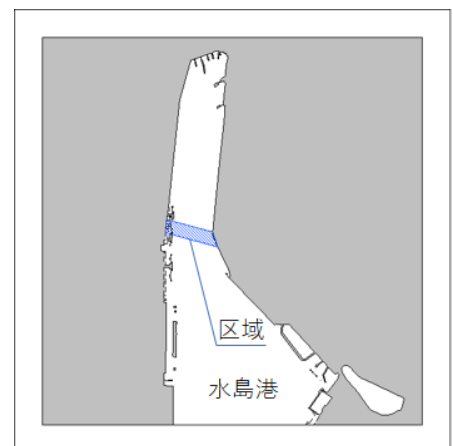
★5年162項 瀬戸内海 — 小豆島北方 海上作業
 期間 令和5年4月11日(予備日12日~25日)の日出~日没
 区域1 34-35.9N 134-16.8Eの地点を中心とする
 半径500mの円内
 区域2 34-34.1N 134-10.7Eの地点を中心とする
 半径500mの円内
 備考 (1) 海底の異物の搜索作業
 (2) 潜水作業を伴う
 (3) 警戒船を配置
 海図 W1114-W150B-W106-JP106-
 W153-JP153-W100A
 出所 第六管区海上保安本部



★5年163項 瀬戸内海 — 高松港北東方、大島西岸 暗岩存在
 六管区水路通報5年13号152項削除
 位置 34-24-39N 134-06-06E
 海図 W137A-JP137A
 出所 第六管区海上保安本部



★5年164項 瀬戸内海 — 水島港 深淺測量
 期間 令和5年4月25日~30日の内1日の0800~日没
 区域 (1)、(2)を結ぶ線、(3)、(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-31-06N 133-44-12E(岸線上)
 (2) 34-31-04N 133-44-21E
 (3) 34-31-02N 133-44-22E
 (4) 34-31-04N 133-44-12E(岸線上)
 備考 警戒船を配置
 海図 W1127A-JP1127A
 出所 水島港長



★5年165項 瀬戸内海 — 福山港 浮棧橋設置等

1. 浮棧橋設置

区域1 2地点を結ぶ線を中心とする幅約18mの区域

(1) 34-23-45.8N 133-22-54.0E

(2) 34-23-45.7N 133-22-52.5E(岸線上)

区域2 2地点を結ぶ線を中心とする幅約10mの区域

(1) 34-23-43.6N 133-22-55.8E

(2) 34-23-43.5N 133-22-52.5E(岸線上)

2. 浮きドック設置

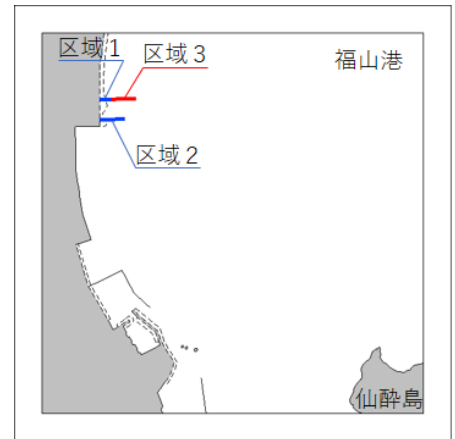
区域3 2地点を結ぶ線を中心とする幅約23mの区域

(1) 34-23-45.9N 133-22-57.4E

(2) 34-23-45.8N 133-22-54.0E(区域1浮棧橋先端)

海 図 W1137-JP1137

出 所 第六管区海上保安本部



★5年166項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 浮棧橋撤去作業

期 間 令和5年4月15日～30日の内1日の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-11-47N 132-32-20E(岸線上)

(2) 34-11-48N 132-32-18E

(3) 34-11-51N 132-32-20E

(4) 34-11-50N 132-32-22E(岸線上)

備 考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に浮標を設置

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海 図 W1109-JP1109

出 所 第六管区海上保安本部



★5年167項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 環境調査

期 間 令和5年4月24日～5月2日の内1日の日出～日没

区 域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-20-31N 132-26-28E(岸線角)

(2) 34-20-34N 132-26-14E

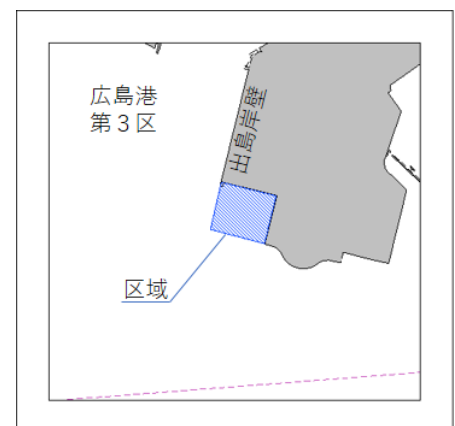
(3) 34-20-44N 132-26-17E(岸線角)

備 考 (1) 潜水作業を伴う

(2) 警戒船を配置

海 図 W1112A-JP1112A

出 所 広島港長



★5年168項 瀬戸内海 — 周防灘、鼻線瀬戸 潜水作業

期 間 令和5年4月26日～6月27日の内2日間の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 33-47-17N 132-01-33E

(2) 33-47-03N 132-01-38E

(3) 33-46-54N 132-01-12E

(4) 33-47-10N 132-01-05E

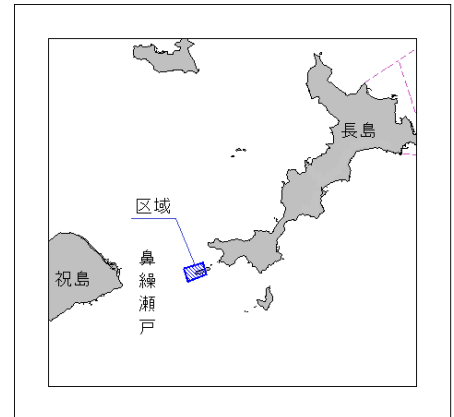
備 考 (1) 海底波高計の補修作業

(2) 区域を黄色灯付浮標で明示

(3) 警戒船を配置

海 図 W163-W140

出 所 第六管区海上保安本部



★5年169項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第1区及び第2区 航泊禁止区域解除等

六管区水路通報5年12号150項削除

1. 航泊禁止区域解除

区域1 付図のとおり

備 考 令和5年3月23日港長公示第3号による徳山下松港

第1区晴海ふ頭地先海域における航泊禁止は、
令和5年4月5日午後3時をもって解除された

2. 海上作業中止

期 間 令和5年4月11日、12日(予備日13日～30日)
の日出～日没

区域2 付図のとおり

備 考 上記期間及び区域での海上作業は中止された

海 図 W1106-JP1106-W1133A-

JP1133A-W126-JP126

出 所 徳山下松港長公示第4号(令和5年4月5日)、

徳山下松港長



事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から
受付を開始します。



航行予定の事前の通報(事前通報)をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！
～海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策、立入禁止区域の明示、手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠、エンジンキーの確実な保管、船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部
(電話082-251-5111)





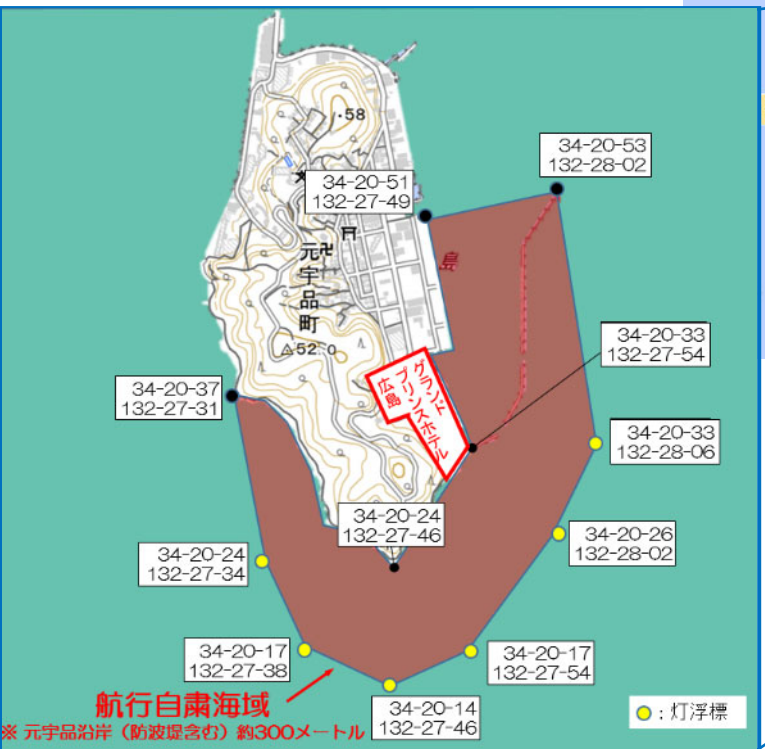
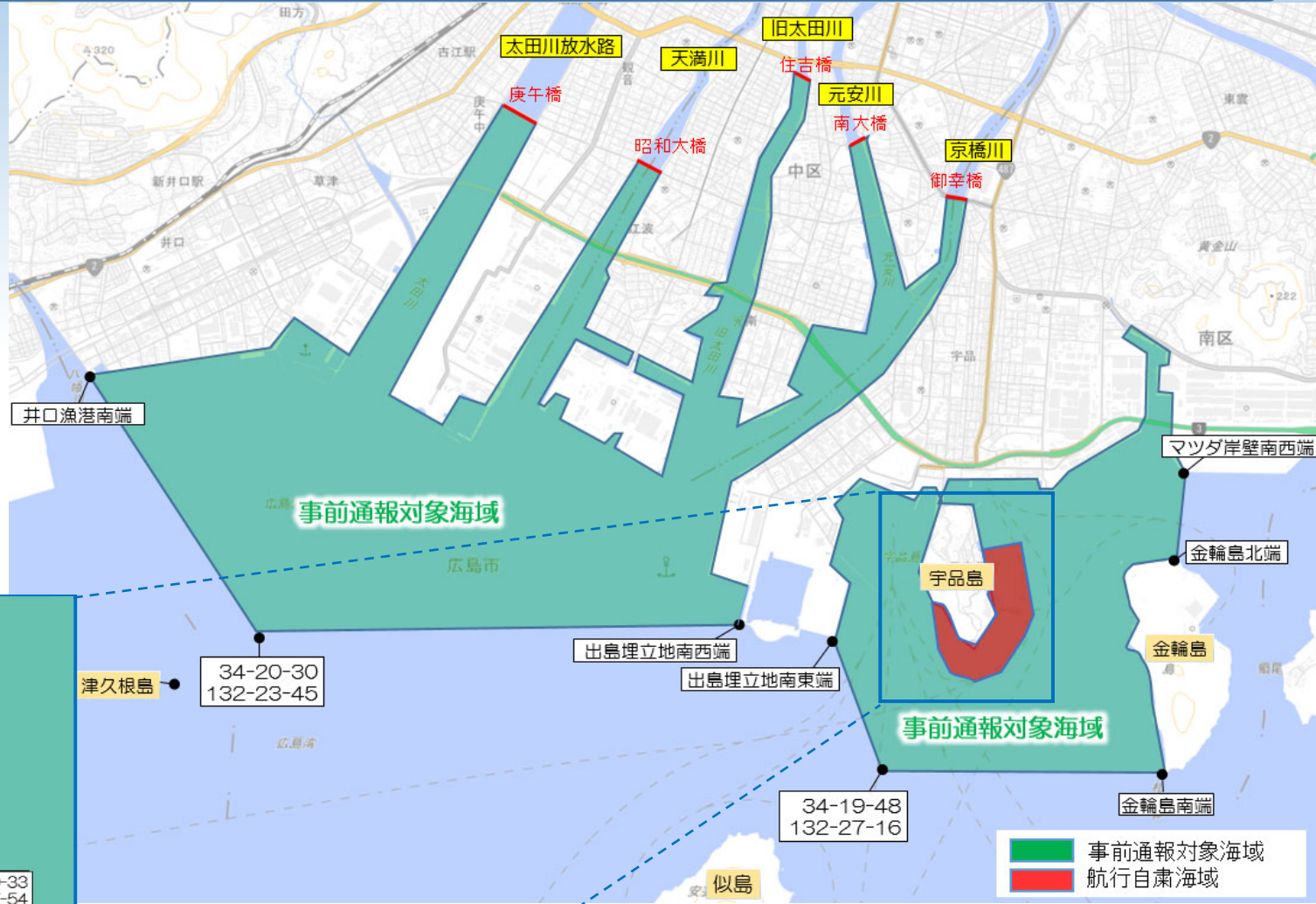
G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に
事前通報対象海域を航行する
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の
交付を受けることにな
った船舶は、識別旗
をお渡しますので、
第六管区海上保安本部
に取りに来ていただく
ことになります。
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、
航行自粛海域に
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を
行う可能性があります。
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。